

河川管理に市民の力を

河川協力団体制度による川づくり
外来水草の除去などに市民が取り組む



外来水草の除去活動等を通じて、生態系を守るごとの大切さを伝える活動にも取り組んでいます

- 平成25年「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、「河川協力団体制度」を創設
- 河川協力団体と地域住民やボランティア団体が協働で水辺の調査、研究、保全、広報など様々な活動を実施することで、河川環境の保全に寄与
- 九州の河川協力団体が結束し、H27年2月に「九州河川協力団体連絡会議」を発足

before



除去作業前

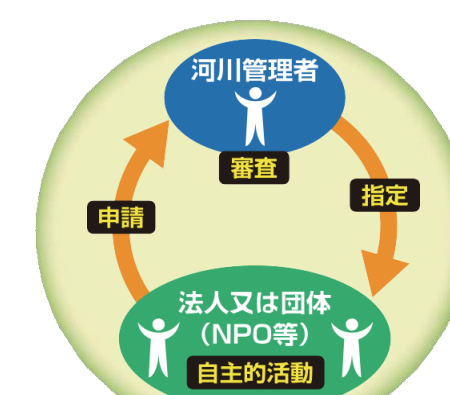
緑川水系加勢川では外来水草が繁茂し、河川環境への影響が懸念されている

after



除去作業後

- 地域と協働で外来水草の除去対策を進め、河川環境の保全に寄与
- 1団体で取り組むより、団体同士の協力や地域住民の参加も広がり、大きな取組となっている



※九州では、36の河川協力団体を指定(H28.2時点)